

第22期第18回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月22日（月）13:00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄
若山 唯敏、山下 勉、瀧川 久市、柴田 一、
佐々木 治一、三上 浩、坂田 憲治、吉田 直樹
欠席（森 祐）
- 4 臨席者 八雲町漁業協同組合 代表理事組合長 山縣 光徳
渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 高谷 則幸
漁業管理係長 高尾 力
技 師 吉田 知樹
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議 題
議題第1号：渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）
について（答申）
議題第2号：北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議題第3号：特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分
案等について（答申）
議題第4号：知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
（答申）
議題第5号：まつかわ資源の保護を図るため全長35センチメートル未満魚の採捕
を制限する委員会指示について
- 7 報告事項
 - ・漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）
について
 - ・漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業
及び区画漁業）について
- 8 その他

議 事

北 局 長

ただいまから第22期第18回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。
開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かとお忙しい中、各委員さんをはじめ、ご来賓の八雲町漁業協同組合、山縣組合長さん、渡島総合振興局から、高谷課長さんを始め、関係各位のご出席いただきましたことに感謝を申し上げるところでございます。

先だつての公聴会、私、私用がありまして、出席できませんでした、皆さんに大変ご迷惑お掛けしましたけど、各委員さんの協力のもと無事終了したということで、改めて感謝を申し上げるところでございます。

さて、本日、ご審議していただく議案は、知事から諮問のありました、共同漁業権と区画漁業権の漁場計画についてでございます。

当委員会では、漁業法の規定に基づき、五月十一日と、十二日に、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴いたところでございますが、全て了承されたということでございます。

公聴会の開催にあたりましては、皆様のご協力に、改めて、心より感謝申し上げます。

また、本日、その他の議案といたしまして、「北海道資源管理方針の一部改正について」、「特定水産資源に関する令和五管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」、「まつかわの委員会指示について」、それから、報告事項が2件ございます。

本日、議題が多くなっておりますが、委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開催にあつたのご挨拶といたします、どうぞよろしくお願い申し上げます。

北 局 長

本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介させていただきます。
八雲町漁業協同組合、山縣組合長さま。

山縣組合長

よろしくお願いいたします。

北 局 長

渡島総合振興局産業振興部水産課、高谷課長さま。

高谷課長

よろしくお願いいたします。

北 局 長 同 じ く、高尾係長さま。

高尾係長 よろしくお願ひします。

北 局 長 同 じ く、吉田技師さま。

吉田技師 よろしくお願ひします。

北 局 長 以 上 で ご ざ い ま す。

阿部会長 それでは、議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。

北 局 長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。
総委員 13 名中、12 名の出席となっております。

阿部会長 総委員数 13 名中、12 名が出席しておりますので、本日の委員会は成立いたします。

阿部会長 次に、委員会規程第 8 条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。
「三上委員さん」と「西山委員さん」をお願いしたいと思います。
よろしくお願ひ申し上げます。

(議案第 1 号)

阿部会長 それでは、さっそく議案第 1 号の「渡島海区漁場計画第 8 次共同漁業権・第 15 次区画漁業権 (案) について」を事務局から説明いたします。

北 局 長 失礼ですが座って説明させていただきます。
それでは、お手元に配付してございます、資料に基づいて、ご説明させていただきます。
まず、資料 1-1 をご覧願ひします。
渡島海区漁場計画、第 8 次共同漁業権、第 15 次区画漁業権案について、令和 5 年 5 月 9 日付けで、北海道知事から、当海区委員会に諮問がありました。
それでは、漁場計画案の内容について、ご説明させていただきます。
資料 1-2 をご覧願ひします。

当海区における、渡島海区漁場計画、第8次共同漁業権、第15次区画漁業権案の総括表となります。

1 ページ目が、第一種共同漁業権、2 ページ目が、第二種及び第三種共同漁業権、3 ページ、4 ページが、区画漁業権となります。

こちらについては、共同、区画とも、本年3月27日に開催いたしました、第16回の委員会で決定した、振興局最終案と同様となりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料1-3をご覧ください。

こちらが、知事から諮問のありました、渡島海区漁場計画第8次共同漁業権、第15次区画漁業権案となります。

漁場計画の内容といたしましては、こちらも、第16回委員会で決定した、振興局最終案と同様となっておりますので、先ほどの総括表とあわせて、後ほど、お目通ししていただきたいと思っております。

なお、申請期間については、28ページに記載のとおり、令和5年6月11日から令和5年7月10日の午後5時までとなっております。

続きまして、資料1-4をご覧ください。

こちらが、知事からの諮問を受け、漁業法第64条第5項の規程に基づいて、開催いたしました、公聴会の結果概要でございます。

公聴会につきましては、5月11日、12日の2日間、上磯郡漁協、函館市水産物卸売市場、森漁協及び南かやべ漁協の4箇所で開催し、出席人数につきましては、延べ67名のご出席をいただいております。

ご意見等につきましては、いずれの箇所も、「漁場計画に意義なく賛成する」との意見のみでありました。

説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま事務局から議案第1号の「渡島海区漁場計画第8次共同漁業権、第15次区画漁業権案」について説明がありました。

公聴会を開催いたしましたが、この結果、賛成の意見のみで反対の意見は無かったとのことでもあります。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「渡島海区漁場計画、第8次共同漁業権第15次区画漁業権案」について、当委員会として適当である旨、答申することとしたいと思っておりますが、ご異議ありません。

んか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)

阿部会長

それでは、次に議案第2号の「北海道資源管理方針の一部改正について」を事務局より説明いたします。

北局長

それでは、資料2-1をご覧ください。

知事からの諮問文になります。

法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものでございます。

一枚めくっていただき、別紙1をご覧ください。

北海道資源管理方針の新旧対照表になります。

右が現行の道方針、左が改正案となっております。

今回変更がある部分については、見づらくてもうしわけございませんが、下線を引いた部分となっております。

今回の主な改正内容についてですが、資料2-2、「北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」と新旧対照表を併せてご覧いただければと思います。

今回の改正内容は大きく分けて資料2-2の1ページ、(1)と(2)に記載されている2点となります。

まず一点目(1)ですが、新旧対照表の1ページ目、さんまの配分の基準につきまして、他都道府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規程を追加するものでございます。

続きまして、資料2-2の(2)は、道方針、別紙3の追加になります。

国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。

認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要があり、知事が協定を認定するためには、対象資源が北海

道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があります。

このため、昨年12月の一部改正で、19資源を追加したところですが、今回は、残りの42資源について、別紙3に追加するものであり、これで、現行の資源管理計画の対象となっている魚種は全て道方針に定められることとなります。

資源管理の方向性は、資料2-2の2ページをご覧ください。

資源ごとに、資源水準や動向、資源管理の方向性案を記載しており、備考欄には資源評価の状況が記載されております。

資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後2028年までに中位、中水準以上に回復することとしており、中位、中水準以上の資源については、その資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。

なお、備考欄で、「資源評価なし」と記載されている資源については、水研や道総研による資源評価が行われておらず、漁獲量の情報しか有していない資源であることから、道総研の助言の元、直近の漁獲量を元に暫定的に資源水準の判定を行い、資源管理の方向性が定めてられております。

道においては、今後、道総研の協力を得て利用可能なデータがそろってきた段階で、改めて資源管理の方向性を見直していく考えとのことでございます。

資料2-3につきましては、改正案全文となっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上です。

阿部会長

ただいま事務局から議案第2号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「北海道資源管理方針の一部改正について」当委員会として適当である旨、答申することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第3号)

阿部会長

それでは、次に議案第3号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を事務局より説明いたします。

北局長

それでは、資料3をご覧ください。

知事からの諮問文になります。

諮問の内容は、令和5管理年度のマサバ及びゴマサバ太平洋系群及びズワイガニ各系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

併せて、令和5管理年度のさんまの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものでございます。

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分についてでございます。

2ページと3ページに知事が定め、公表しようとする漁獲可能量案が示されております。

詳細につきまして、魚種ごとに順次説明して参ります。

5ページをご覧ください。

これは、4月24日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、さば類とずわいがにに係る、令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要となります。

まず、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量を達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される、まさばとごまさばのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量は170万3千トンであり、対して、2021年の平均親魚量は168万6千トンでMSY水準をわずかに下回る資源状態となっておりますが、昨年よりも親魚量が増加したこともあり、今回、設定されたTACは前年より1,000トン多い51万トンとなっております。

令和5管理年度のTAC配分については、日本全体の51万トンに対し大臣許可漁業に29万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」として定められております。

なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。

次に、ずわいがにですが、北海道に関係するのは北海道西部系群とオホーツク海系群となっております。

こちら、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西

部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められております。

またオホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されております。

続きまして、6ページの変更分をご覧ください。

これは、国から示された、さんまの令和5管理年度における漁獲可能量の変更に基づき「北海道」に定められた、数量の概要を示したものでございます。

さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の11万8,131トンとなっております。

なお、配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、昨年の11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっており、北海道に対しては4,800トンが配分されております。

次に、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分についてでございます。

まず、まさば及びごまさばについて、7ページをご覧ください。

まさば及びごまさばについては、北海道は数量が明示されない「現行水準」と定められていることから、「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」も「現行水準」として、数量を明示せず定めることとしております。

続きまして、8ページをご覧ください。

ずわいがにの配分の考え方ですが、①、国から北海道に数量を定められた系群は、「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。

②、ずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」の2つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知にしたがい、配分比率は9：1としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には39トン进行配分することとしております。

なお、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」については、漁獲量が8割を構成する漁獲量上位の知事管理区分には含まれないことから「現行水準」として管理することとしております。

③、ずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に125トン全量を配分することとしております。

次にさんまの道内配分についてですが、9ページをご覧ください。

配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網と流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分と、それ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準としております。

なお、国から配分された4,800トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,600トンが配分されており、これは全て「さんま漁業」に配分することとしております。

なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により4,600トンを配することとしております。

それでは、資料が戻りますが、4ページをご覧ください。

「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」でございます。

背景ですが、さんまについては国の留保枠が設けられてきたものの、令和4管理年度までは国の留保から都道府県などへの配分方法は定められてきませんでした。令和5管理年度からは配分できるように国の基本方針が改正されたことから、先ほどご説明したとおり、道方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしております。

また、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、他魚種の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところであります。

今後の取扱いについてですが、さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針に基づき、全を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分とするため、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応する考えです。

最後になりますが、10ページに「令和4年と令和5年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としていただければと思います。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま事務局から議案第3号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各 委 員

「ありません。」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」当委員会として適当である旨、答申することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各 委 員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第4号)

阿部会長

それでは、次に議案第4号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を事務局より説明いたします。

北 局 長

諮問させていただく案件につきましては、令和5年度に許可の有効期間が満了する知事許可漁業の更新等にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、当委員会の意見を聴くものでございます。

それでは、資料4をご覧ください。

諮問文となります。

今回、対象となる漁業は、本庁処分の「いるか突棒漁業」道外者となります。

ページをめくっていただき4ページ目をご覧ください。

諮問に係る、告示案となります。

令和4年度漁期からの変更点は、ございません。

詳細については、資料のとおりとなっております。

申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により1ヶ月を下回らないこととしており、令和5年6月30日から同年7月31日までを予定しております。

5ページ以降については、参考として、制限措置等の取扱い、許可等の基準を添付してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第4号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いし

ます。

各 委 員 「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、当委員会として適当である旨、答申することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各 委 員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第5号)

阿部会長 それでは、次に議案第5号の「まつかわ資源の保護を図るため全長35センチメートル未満魚の採捕を制限する委員会指示について」を事務局より説明いたします。

北 局 長 資料5の2ページをご覧ください。

令和5年4月11日付けで、えりも以西栽培漁業振興推進協議会会長から当海区会長あてに要請書が届いております。

要請内容は、昨年同様、えりも以西海域における、マツカワ資源の保護を図るための、委員会指示の発動でございます。

3ページをご覧ください。

要請に係る理由書になります。

理由といたしましては、年間100万尾の放流事業を実施している中、全長35センチメートル未満の小型魚を保護する目的で、沿岸・沖合漁業者が一丸となって資源管理を進めている中、遊漁も含めた全体の取り組みとしての資源管理が必要との考えから、漁業者、遊漁者がともに取り組める資源管理の体制として、委員会指示の発動を要請されたものであります。

要請内容は、全長35センチメートル未満のマツカワは採捕しない。

採捕された場合は速やかに海中還元する。

昨年と同内容となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらは、今回の委員会指示発動に関する評価調書でございます。

これは、事業評価制度に基づく評価で、渡島総合振興局水産課に指示の内容が妥当であるか、法令に違反、抵触しないかなどの内容の検討を依頼しております。

当委員会及び知事部局での検討の結果、資料のとおり委員会指示の発動は妥当であり、見直しの必要なしとされました。

詳細につきましては、後ほど、お目通しいただければと思います。

続いて、7ページをご覧ください。

こちらは、委員会指示の新旧対照表となっております。

左側が、令和5年、右側が令和4年となり、変更箇所は、発動年月日と指示期間年のみとなっております。

発動年月日は、本日、決定していただいた場合、本日付となります。

9ページには、委員会指示全文。

10ページには、採捕制限海域概略図を添付しております。

内容については、先ほどご説明したとおり、発動年月日と指示期間年以外は、昨年と同内容となっておりますので、後ほどお目通し願います。

最後に11ページから13ページまでですが、参考までに、えりも以西海域における、マツカワ漁獲状況の推移などを添付してございます。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第5号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

よろしいですか。

高野委員

マツカワの栽培事業については、水揚げがほぼ無い中で、高額の負担金を支出していることから、費用対効果を考え、事業の取りやめを検討したこともあるが、広域で始めた事業のため、抜けるのが難しい。

三上委員

えりも以西だと、海域の差も大きく、範囲が広すぎる。

山下委員

前回、マツカワ以外の魚種で、他に何かできないかと話がでた。

マツカワの事業をなくすことができなくても、それに代わる栽培魚種を噴火湾で考えてく方が良いのではないかとの意見も出ていた。

三上委員

ナマコの話があった。

阿部会長

4年5年前にも、このような問題があり、今後考えていくような話もあったが、やはり広域でスタートした事業のため、なかなか自分のところだけ、抜けるという話ができないところが辛いところである。

負担金を払いたくなるような事業を行っていきたい。

三上委員 噴火湾海域をえりも以西ではなく、別の区域にすることはできないのか。別にすれば、このような話は出てこない。

阿部会長 色々意見がでているので、事務局としても、道の方にしっかり、意見があったことを伝えて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

各委員 「はい」

阿部会長 それでは、議案第5号については、原案どおり漁業法第120条第1項に基づく指示の発動を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

各委員 「ありません。」

阿部会長 ご意義がないようなので、そのように決定させていただきます。

(報告事項)

阿部会長 次に、報告事項に入らせて頂きます。報告事項について、振興局から説明をお願いします。

高尾係長 座って説明させていただきます。
まず資料なんですけれども、報告資料の1と概要を並べてご覧ください。
まず、本基準作成の経緯ですが、令和2年12月1日付けで施行された改正後の漁業法では、免許に当たっての優先順位制度が見直されました。
これまでは、同一の漁業権について、適格性を有する者からの免許の申請が複数あるときは、漁業法に免許の優先順位が定められており、これに基づき免許する者を決定しておりました。
しかし、改正後の漁業法では、この優先順位が廃止され、「免許を受けている漁場を適切かつ有効に活用している漁業者」に免許し、適切かつ有効に活用している漁業者がいない場合は、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許することになりました。
この、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を「判断するための審査基準」を定めるよう、水産庁の技術的助言に明記されていることから、道では、この審査基準の作成を進めており、お配りした報告1としております。「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準(定置漁業)(案)」を漁業管理課で作成したところであります。
はじめに、概要資料の上段、表をご覧ください。この審査基準案は、定置

漁業に係る審査基準となっていますので、ある一つの定置漁業の漁場に、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者以外の者から複数の申請、競願があった場合に用いることとなります。

ある一つの定置漁業の漁場に対して免許申請が1件しかない場合や、複数の申請がある場合であっても、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者からの申請がある場合は、この審査基準を適用することはありません。

基準の内容の説明を致します、報告資料1の1ページ、審査基準「第1」についてですが、ここでは、この審査基準で用いる用語を定義しています。

第1項ですが、「満了漁業権」について定義しており、漁業法で定める「満了漁業権」と同じ意味であります。

第2項ですが、「当該満了漁業権者」について定義しており、申請に係る満了漁業権を有していて、その満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者のことをいいます。

第3項ですが、「当該満了漁業権者等」について定義しており、次の1号及び2号の両方の条件を満たす者をいいます。

まず第1号ですが、当該満了漁業権者と同一であるか、または、当該満了漁業権者が共同経営体の場合になりますが、当該満了漁業権者の構成員であってその議決権の合計が当該満了漁業権者全体の議決権の3分の2以上を占めていること。

例えば、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、議決権が各々1つずつ持っている場合であれば、3人全員又は2人であることとなります。

第2号ですが、当該満了漁業権者から構成員の変更がある場合は、当該満了漁業権者の構成員の全員の同意があること。

例えば、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、1人が申請に加わらない場合、3人全員の同意があることとなります。

第4項では「役員等」、第5項では「他の者」について定義しております。

2ページ目となります。審査基準「第2」についてですが、ここから申請者のパターン毎の具体的な審査基準について規定しています。

概要資料の中段の表をあわせてご覧になり、お聞きください。

第1項ですが、先ほどで定義した「当該満了漁業権者等」が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、免許をするものと規定しています。

なお、申請者が法で定める「免許をしない場合」に該当しないことが前提です。

第2項ですが、「当該満了漁業権者等」が法人化や共同経営化をして、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合

の取り扱いを免許申請の形態別に第1号から第3号に分けて規定しています。

第1号は、「当該満了漁業権者等」が法人を設立し、その法人の役員等になって、その法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、第2号は、「当該満了漁業権者等」が、「他の者」と共同して法人を設立し、「その法人の役員等のうち、当該満了漁業権者等になっている役員等の議決権の合計が、その法人における議決権全体の3分の2以上を占めている」法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、第3号は、「当該満了漁業権者等」が、「他の者」と共同経営を行う場合で、「その共同経営体における議決権の3分の2以上を当該満了漁業権者等が占めている」共同経営体が免許申請した場合、第3項ですが、個別に検討した結果、第1項から第2項と同様に扱うべきと判断される申請があったときには、その申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

第4項及び第5項についてですが、第1項から第3項に該当する者から申請がなかった場合は、まず点数制で評価することとし、点数の項目は別紙1で定めております。

評価項目は、「北海道の水産業の発展に向けた総合的かつ計画的な推進を図るために北海道庁が作成している『北海道水産業・漁村振興推進計画』を軸に作成しておりますので詳細は、後ほど説明します。

この評価項目による点数の合計が最も高い申請者に免許することを第4項で規定しておりまして、点数の合計が最も高い申請者が複数いた場合は、くじ引きで決めることとを第5項で規定しています。

次に附則で、この基準の適用開始日を規定しており、令和6年1月1日以降を免許予定日とする定置漁業の免許申請から適用することとしています。

続きまして、3ページ「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）別紙1（案）」をご覧ください。

これは、先ほどの説明しました評価項目について説明します。

小項目「資源管理協定への参加計画や秋サケ親魚確保の取組み」についてです。

これは、漁業法第124条に規定する資源管理協定に参加する計画がある者に、1点加点するものです。

小項目「秋サケの増殖事業への参加」についてです。

これは、地区さけ・ます増殖事業協会が定める負担割合に基づく増殖に係る負担金を拠出する計画がある者に、1点加点するものです。

小項目「労働者の確保状況又はその計画」についてです。

これは、申請した定置漁業権で漁業従事者として雇用する者のうち、3分の2以上の者が、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村を住所地と

する者である場合に加点するもので、①申請日時時点で雇用している、又は、今後雇用する具体的な計画を持っている場合は1点を、②今後雇用する計画を持っている場合は0.5点を加点することとしています。

なお、①と②は重複して加点はしないものです。

小項目「生産体制の効率化による経費縮減の取組」についてです。

これは、当該満了漁業権とおおむね等しい漁業権について、当該満了漁業権者等が、共同経営化や法人化して申請する場合で、先に説明しました「審査基準本文の第2第2項及び第3項」に該当しない申請について1点加点するものです。

①は共同経営化、②は法人化の場合です。

小項目「定置漁業の着業に向けた体制の整備」についてです。

これは、使用する漁船や漁具を準備している又は準備する計画がある場合に加点するもので、①漁船と漁具両方をすでに所有している又は所有はしていないが使用权をすでに取得している場合、また、まだ所有や使用权を取得していないが所有や使用权を取得する具体的な計画がある場合は1点を、②漁船及び漁具の所有または使用权を取得する計画がある場合は0.5点を加点することとしています。

小項目「地域で行う付加価値向上等の生産・販売活動の取組への参加」についてです。

これは、漁業者団体などが取り組んでいる鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組に参加する具体的な計画がある、または、他の定置漁業者と協力して、鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組を実施する計画がある場合に0.5点を加点するものです。

なお、申請する定置漁業権で漁獲される魚種を対象とした取組みで、第15次定置漁業権の存続期間中毎年実施する場合に限りです。

小項目「豊かな海と森づくりの推進や水域環境の保全対策への取組状況」についてです。

これは、申請する定置漁業権が存在する海区に面する市町村において、「魚付林や河畔林の整備保全活動」、「魚道維持清掃活動」、「港や海岸清掃活動」を第15次定置漁業権の存続期間中に毎年実施する具体的な計画がある場合に0.5点加点するものです。

なお、活動に従事するか直接出資するものに限りです。

以上、7つの項目（小項目）を設けており、最大で6点満点となっています。

なお、基準作成にあたり、各組合へ意見照会したところ、特段意見はありませんでした。

続いて、共同漁業権及び区画漁業権の審査基準案の説明となります。
報告2の資料をご覧ください。

作成の経緯については、定置漁業権と同様となりますが、先に説明した定置漁業とは別に、共同漁業及び区画漁業においても審査基準案が作成されました。

基準の構成や審査の流れは定置漁業権と同様となっておりますが、評価項目が異なっており、内容については3ページとなります。

生産の増大、所得の向上、就労機会の確保が項目となっております。

なお、この基準による審査が想定される主なケースは、個別の区画漁業権が新規で設定され、その漁業権に2者以上の申請があった場合などが該当しますが、昨日公聴会を実施した第8次の共同、第15次の区画に係る渡島海区漁場計画には該当する漁業権、新規で設定した個別の区画漁業権はないことを申し添えます。

説明は以上となります。

阿部会長 ただいま、振興局から報告がありましたことについて、何かご質問はありますか。

各委員 「ありません。」

阿部会長 さて、本日本日予定されていた議案は全て終了いたしました。そのほか何かございませんか。

各委員 「ありません。」

阿部会長 何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。
本日はご苦労さまでした。